

2026年度 国府台女子学院 部活動ガイドライン

2026年4月一部改訂

部活動は、生徒が学年やホーム・ルームの所属を離れ、共通の興味や関心を追求する活動であり、学院生活をより充実し、豊かにする活動でもある。それゆえ、顧問教師の適切な指導の下に、その「部活動」を通じて何を教えるのかを明確にしなが、生徒の自発的・自律的な営みを啓発し、生涯学習の基礎となる望ましい体験を得させることが大切である。

しかしながら、諸々の部活動は「学習第一」という学院教育の一環に内包されるものであるから、これらに所属する生徒は本学院の教育方針に沿い、教育目標を具現化し、本学院の特色が生きるものを得る活動をすることが前提でなければならない。また、部活動といえども本学院生活指導の面において常にその関連性が問われるものである。以上のことから下記のガイドラインを定める。

1. 通常の活動時間について

- ① 月～金の最終下校時間は、中学部17時30分・高等部18時00分とする。
- ② 土曜日の最終下校時間は中学部・高等部共に16時00分とする。
- ③ 部活動は最終下校時間の15分前に終わらせること。
- ④ 定期試験1週間前から試験最終日の放課後までは部活動は行なわない。ただし、公式試合が直前の時は、届出(職員朝礼時の伝達でも可)によって許可を受けて行なうことができる。
- ⑤ 月曜から土曜の活動日については、中学部は週に2日以上、高等部は週1日以上、決められた曜日に休養日をつくらなければならない。この曜日は部活ごとに年度はじめに定める。
- ⑥ 中学部の活動について、日曜日に大会や休日活動を行った場合、前後の週で1日、活動日を休養日に変更する。
- ⑦ 1日の練習時間は、長くとも平日は2時間程度、土曜日は3時間程度とする。

2. 体育系各部の公式試合出場に伴う取扱いについて

公式試合とは中・高体連主催及びそれに準ずる主催で行なわれる大会・学院が認めた大会を指す。したがって、その他、大学等で主催される大会に出場する場合は別途扱いとする。

A、活動日時について

- ① 授業のない宗教行事、学校行事及び学年行事(保護者会など)が組まれていた場合は活動を中止とする。ただしこの行事が公式試合2週間前の期間中にあたるときは例外として活動を許可する。また、職員会議等で顧問が不在でも代理の教員が監督できる場合は活動が許可される。
- ② 公式試合2週間前のなかで中学部は1日、高等部は2日休日登校が許可される。練習時間は、長くとも3時間程度とする。活動時間は8時00分以降とし、16時00分までには全員下校していなければならない。
- ③ 公式試合2週間前のなかで上記の休日活動として練習試合(原則として日曜日及び祝日に限る)を許可する。
- ④ 公式試合及び練習試合、休日活動は「特別活動許可願」を活動日の2日前までに提出し、許可を受けなければならない。なお、公式試合(練習試合)については要項も添付すること。
- ⑤ 公式試合とそれに伴う休日活動は、原則中学部・高等部ごとに行うこととし、当該部以外の参加は認めない。

3. 文化系各部コンクール等出場及び学院祭の参加に伴う活動についての取扱いについて

A、コンクール出場等に関して

文化系の部活のコンクール・発表会等に関しては、「2. 体育系各部の公式試合出場に伴う取扱いについ

て」に準じて行う。

B、学院祭の発表に関して

- ① 学院祭に参加する部の9月における活動は3回以内の休日登校で行なわれるものとする。
- ② 9月中に、年度初めに設定した休養日に学院祭のために特別に部活動を行うときは、その都度届けを出すこと。

4. 長期休暇中の部活動について

- ① 長期休暇中の部活動は休業日数の2分の1以内(合宿・公式試合等は活動日に含まれる)を活動日とすることができる。なお、閉鎖期間中は原則として活動を行わない。
- ② 長期休暇中の部活動は、学期中に準じた扱いで、中学部は週に2日以上、高等部は週1日以上休養日を設ける。
- ③ 他校との練習試合などは、過度になりすぎないように設定する。

5. その他

- ① 顧問は「年間活動計画(活動日、休養日および参加予定大会日程等)」「毎月の活動計画(活動日、休養日および参加予定大会日程等)」を作成し、学院長に提出する。これらの活動計画は保護者・生徒へClassiで公表する。活動計画作成にあたっては、生徒との意見交換等を通じて生徒のニーズ・意見を把握し、生徒の主体性を尊重しつつ、それに沿った活動計画を作成する。
- ② 顧問は「毎月の活動報告」を作成し、学院長に提出する。また、保護者・生徒へClassiで連絡すること。
- ③ 保護者に対しては、「年間活動計画・月別活動計画」の案内、「遠征や物品購入等、必要経費の説明および会計報告」「負傷や疾病時の対応方法の説明」を確実に行う。
- ④ 朝礼前の練習は不許可とする。
- ⑤ 安全管理運営上、校舎、アリーナ、部室等の開閉施錠は生徒が行うことなく、顧問の責任のもとでおこなう。
- ⑥ 休日登校日の着替えは顧問が指定した場所などで行い、顧問が戸締まりなどを確認する。
- ⑦ 普段の部活動の着替え場所については、最終下校時間を厳守させるということから顧問に一任する。
- ⑧ 各期末時における自宅学習日の部活動の登校許可は、13時(登校時間は12時30分)からで、夏、冬時間とも中高それぞれの土曜日最終下校時刻とする。同時期、昼食なしで午前中に終礼が行われる日は、昼食は11時30分以降に済ませ、下校時刻は上記と同じく土曜日扱いとする。
- ⑨ 部活動は通常学院内において行なわれるべきであるが、部の特殊性により学院内において活動が充分出来ないと認められた場合に限り、許可を得て校外の施設等を利用することができる。ただし、その利用回数は必要最小限に抑えること。
- ⑩ 熱中症・光化学スモッグ、その他、突発的事故及び災害等が起きた場合、ただちに部活動を中止するなどの適切な処置をし、その報告を行なうこと。特に、熱中症のリスクが高い場合、熱中症特別警戒アラート(WBGT31以上ないし気温35度以上「危険」=原則禁止)、熱中症警戒アラート(WBGT28以上ないし気温31度以上「厳重警戒」=激しい運動禁止)が発令されている場合においては、活動中止ないし中断の措置をとること。公式試合については大会主催者の判断に基づく。
- ⑪ 新規に部を創設する場合は、教諭または専任講師の顧問、及び10名以上の部員の連署とその「趣意書」が必要である。上記の提出は学年末の3月とし、学校の承認を経た後、次年度より2年間の準クラブの期間を経て部に昇格するものとする。なお、この2年間は白菊会予算が計上されない。
- ⑫ 部員がその年度確保されない場合、白菊会予算は計上されないうえ、休部扱いとする。さらにこの状態が2年間続いた場合、審議のうえ廃部となることもある。また、その年度、顧問が不在の部は休部で、2年間続くと廃部とする。
- ⑬ 学校行事・定期考査中の大会等の参加は、原則として認められない。やむを得ない場合は、管理職に相談のこと。
- ⑭ 試合に出かけるときは、部活動で決めたユニフォーム(ジャージなど)で出かけてもよい。
- ⑮ 以上の諸規定に違反(無届練習・下校時間・打ち上げ等々)した時は、審議のうえ、活動が制限される。
- ⑯ 生徒からお金を徴収する場合は、年度初めに所属長に書面を提出し、了解を得た上で保護者に連絡すること。
- ⑰ 年度初めに決定する白菊会予算の範囲内で活動すること。

- ⑱ 生徒から白菊会予算以外でお金を徴収する場合は、年度初めに所属長に書面「部費集金申請書」を提出し、学校の了解を得た上で保護者に連絡すること。合宿参加費も同様とする。いずれも速やかに保護者へ会計報告を行うこと。